

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	社会医療法人の認定
概要	救急医療や小児救急、周産期医療など特に地域で必要な医療を提供する医療法人は、一定の要件を満たすことで社会医療法人として認定されます。 社会医療法人認定申請書が提出されると、大阪市保健所長は大阪府医療審議会の意見を聞かなければならず、その結果に基づいて認定の可否を決定します。
根拠法令等 及び条項	医療法第42条の2
審査基準	「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	120日 (ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課(医療法人グループ)
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会医療法人の認定申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備考	